

現時点の案であり変更がありうる。

平成 27 年 8 月 5 日版

雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係る Q & A

1 総論

Q 1 ハローワークにおいては、個人番号の漏えいが生じないよう、厳重な対応をしているのか。

(答)

- ハローワークにおける個人番号の管理については、
 - ・ 届出書類については、厳重な管理・保管を行う
 - ・ システムでの管理については、個人番号の流出が起こらないよう、セキュリティを強化することとしており、個人番号の漏えいが生じないよう厳重な管理を行ってまいります。

Q 2 雇用保険手続について、個人番号をハローワークに届出る法的根拠は何か。

(答)

- 番号法別表第 1 及び別表第 1 の主務省令において、雇用保険の資格取得・確認、失業等給付の支給などに関する事務において、個人番号を利用することができることとされています。

また、番号法第 14 条において、個人番号利用事務等実施者（ハローワーク）は、本人又は他の個人番号利用事務等実施者（取得届等の提出を行う事業主含む）に対し個人番号の提供を求めることができることとされています。

また、番号法 6 条において、事業者に対し、社会保障・税番号制度の重要な関係者として、国が実施する施策に協力するよう努力義務が規定されています。

これらの規定により、雇用保険の資格取得届などの届出に際し、個人番号の提出を求めることとしています。

※別表第 1 の主務省令・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）

2 個人番号

Q 3 雇用保険業務に番号制度がなぜ必要なのか。

(答)

- 個人番号は、その利用範囲が番号法において限定的に定められており、「社会保障、税及び災害対策に関する事務」でのみ利用できることとなっており、雇用保険業務についても番号法9条の別表第1において、雇用保険の資格取得・確認、給付を受ける際に個人番号を利用することが規定されています。

- また、番号制度においては、情報提供ネットワークを用いて行政機関が個人番号をキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図ることを目的としており、雇用保険業務においても番号制度の導入に伴い、行政事務の効率化や事業主の負担の軽減を図り、雇用保険制度の適正な運営に努めていくこととしています。

Q 4 番号制度の導入に伴い、雇用保険業務はどのように変わるのか。

(答)

- 番号制度の導入に伴い、雇用保険業務について、平成29年7月より、他の行政機関等との間で情報連携を行うことにより、効率的な業務運営を行うとともに国民の負担の軽減化を図ることとしています。

- 具体的には、
 - ・ 日本年金機構がハローワークとの間で情報連携を行うことにより老齢厚生年金と雇用保険との併給調整事務を効率化
 - ・ 住民基本台帳ネットワークへ情報照会することにより介護休業給付における対象家族の住民票等の添付書類の省略により事業主等の手続の負担の軽減
 - ・ 雇用保険適用・給付業務の適正化などを行うこととしています。

Q 5 事業主が個人番号を記載して提出する雇用保険手続はどのような手続があるか。

(答)

- 事業主が個人番号を記載して提出する雇用保険手続としては、次の手続きがあります。
 - ・雇用保険被保険者資格取得届
 - ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
 - ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書(※)
 - ・育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(※)
 - ・介護休業給付金支給申請書(※)
- (※) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

- なお、在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

Q 6 在職者の個人番号を記載する様式にはどのような項目があるのか。また、いつ頃提出することになるのか。

(答)

- 在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

Q 7 離職票－1は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するのか。

(答)

- 離職票－1の個人番号欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された離職票－1(個人番号欄は空欄)を離職者に交付していただくこととなります。

Q 8 返戻書類には個人番号が記載されるのか。

(答)

- 返戻書類には個人番号は記載されません。

Q 9 雇用保険手続について、手続の契機ごとに同一従業員の個人番号を重複して提出することになるのか。

(答)

- 個人番号のハローワークへの届出にあたっては、事業主が従業員から個人番号を収集する際に本人確認を行った上で提出することからハローワークでは本人確認等の事務は行わないこととなりますが、仮に、個人番号が誤って登録された場合には、その後の事務処理に多大な影響を生じることとなることから、手続頻度の高い届出について、届出の契機ごとに、個人番号を記入して提出することとしています。

(注) 個人番号を取得する際は、番号確認と身元確認が必要であるが、2回目以降はこうした手続きが困難であれば、初回に本人確認を行って取得した個人番号の記録と照合する方法でも差し支えないとされている。

Q 10 事業主が行う雇用保険手続の届出にあたり、個人番号カードの写しを添付する必要があるか。

(答)

- 不要です。

Q 11 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続についてどのような取扱いとなるのか。

(答)

- 雇用保険手続の届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた(努力)義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることとなりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空白の状態での雇用保険手続の届出をしていただくこととなります。

- その上で、再度、従業員から個人番号の提供を求めた上で、個人番号

の提供があった場合には、所定の様式により提出していただくことと
しています。

(参考) 番号法ガイドラインQ&A4-2-5

Q 税や社会保障の関係書類へのマイナンバー（個人番号）の記載にあたり、事業者は従業員等からマイナンバーを取得する必要がありますが、その際、従業員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？

A 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。

Q12 従業員の個人番号を誤って届出した場合はどのようなになるのか。

(答)

- 所定の様式により訂正の届出していただくこととしています。

Q13 従業員が退職した場合に個人番号の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 番号法上、行政機関等に個人番号を記載した書面を提出する事務を行うために必要な場合に、事業主は特定個人情報を保有して良いこととされています。
- このため、このような事務を行う必要がなくなり、かつ、書類の法的保管期間が経過すれば、個人番号を削除・廃棄することが必要になります。
- 雇用保険関係の書類の保管期限は、雇用保険に関する書類は2年間（被保険者に関する書類にあつては4年間）保管することとされており、当該保管期間が経過すれば、個人番号を保有することができなくなるため、個人番号の削除・廃棄が必要となります。

Q14 平成 28 年 1 月以降、個人番号欄が追加する様式に改正されるが、その場合、旧様式の使用は可能なのか。

※資格喪失届について、事業所が保管している用紙には、個人番号欄がないため番号を記載できないが、その場合はどのような取扱いとなるのか。

(答)

- 旧様式についても使用可能です。
- 資格喪失届などが旧様式にて提出された場合には、改めて、個人番号を所定の様式により提出していただくこととしています。

Q15 在職者の個人番号がハローワークに適切に届出されているかを確認する方法はあるのか。

また、個人番号そのものについて、ハローワークに聞いた場合、教えてもらえるのか。

(答)

- 在職者の個人番号については、現在検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- また、事業主、従業員、本人問わず、ハローワークにおいては個人番号を教えることはありません。

Q16 個人番号の届出を郵送で行った場合に漏えい事故が発生するリスクがあるが、どのようにすれば良いか。

(答)

- 個人番号については、厳重な管理が必要とされていますので、できるだけ電子申請による届出を行ってください。
- 併せて、平成 28 年 1 月より、事業主が指定する者個人の個人番号カードを電子証明書として利用することが可能となりますので、積極的な利用をお願いします。
- なお、郵便での届出を行う場合は、書留郵便による届出を原則とします。

3 法人番号

Q17 なぜ、雇用保険業務に法人番号がなぜ必要なのか。

(答)

- 法人番号は個人番号と異なり利用範囲の制約がなく、また、インターネットを通じて公表されることから、様々な用途で利用されることとなります。
- 雇用保険業務においても事業所番号と法人番号を紐付けることにより、法人単位での各種分析等が可能となり、今後の雇用政策の企画・立案に役立てることとしているところです。

Q18 法人番号を記載して提出する雇用保険関係手続はどのような手続があるか。また、様式はどのようなになるのか。

(答)

- 事業主が法人番号を記載して提出する雇用保険手続としては、次の手続きがあります。
 - ・雇用保険適用事業所設置届
 - ・雇用保険適用事業所廃止届
- なお、既に適用事業所となっている事業所の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

4 その他

Q19 事業主が個人番号、法人番号を提出する届出は雇用保険業務だけで他にはないのか。

(答)

- 平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。なお、詳細については、追ってご案内することとしています。

Q20 事業主から委託を受けている社会保険労務士や労働保険事務組合は、何か特別な規制があるのか。

また、個人番号の取扱いについて、事業主に代わって、個人番号を雇用保険届出様式に記載したり、従業員の本人確認を行って良いのか。

(答)

- 番号法上、個人番号関係事務の全部又は一部を第三者に委託することは可能となっています。

- 委託を行う場合には、
 - ・ 委託先において番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じていること
 - ・ 再委託の際には最初の委託者の許諾が必要
 - ・ 委託先が書類・データの削除・廃棄をする際に証明書等により確認すること
 - ・ 委託契約において、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結することが求められております。

- 上記のような条件が整備されている場合には、委託先である社会保険労務士や労働保険事務組合においても、事業主と同様の行為を行うことが可能となります。

Q21 (番号法の施行により)労働保険関係成立届、概算保険料申告書に変更が生じるのか。

(答)

- 労働保険関係成立届、概算保険料申告書については、様式を変更し、新たに、法人番号欄を設ける予定です。

※[マイナンバー制度について、よくあるご質問への回答は内閣官房ホームページのFAQを参照してください。](#)